平成30年第3回 千葉市花見川区選挙管理委員会定例会会議録

1	日		B	+ 파		1日((木) 4		·午後1					
	 場			-	平成30年 3月 1日(木) 午後1時30分~午後1時45分 選挙管理委員会室									
	出力	席		-	委員長	市原		 委員		逸子				
•	Д,	,,,,		` -		大高		 委員] 純				
4	出丿	席	書言	2	事務局長			 課長補佐		· ···································		佐藤 秀	明	
				訓		立石	昌平	広報施設担当課長	髙山	光男				
5	議		是	頁	 議案第5号	選挙人名	乙簿登 録	者について						
					議案第6号	選挙人名		者について						
					議案第7号	在外選等	人名簿	抹消者について						
6	議事	₽ 0)概多	更										
				(-	1)前回会議録	内容(の審査							
						このこ	とについ	って、原案どおり	承認され	た。				
				(2	(2)議案第5号 選挙人名簿登録者について									
					このことについて、全員異議がなかったので、原案どおり承認された。									
				(3	(3)議案第6号 選挙人名簿抹消者について									
					このことについて、全員異議がなかったので、原案どおり承認された。									
				(2	4)議案第7号	在外選挙人名簿抹消者について								
						このことについて、全員異議がなかったので、原案どおり承認された。								
				(5	5)その他	・次回会議の開催は、平成30年4月16日(月)午後1時30分と決定した。								
						・市川市長選及び市議補選における選挙の効力に関する異議申出に対する								
						決定について、市川市選管の情報提供資料に基づき説明した。								
_		=¥	ر اد ∆۶	a										
/	会	莪	作 1											
					(1)その他「市川市選管の情報提供資料に基づく説明」について									
				"	・事務局 「候補者が多い市議選については、当区においてもこのような事案は、今後十 に発生し得る。」							は、ラ佐丁	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	
					に発生し得る。」									
					・大高委員 「選挙無効となった場合、開票立会人や開票管理者の責任は問われる ・事務局 「投票の有効または無効の判断については、開票管理者の責任におい							_	+4	
					るが、選挙執行そのものについて責任を問われるということは、基本的にはな ・大高委員 「開票所では、立会人が事務執行を逐次確認しているはずであるのに、なぜ選									
				'										
						終了後に異議の申出が出るのか。立会人がその場で申し立てればよいと思う。」								
				••		「おっしゃるとおり、開票の過程においては管理者・立会人に説明し、確認を受け								
						ながら進めている。ただ、立会人が疑義を申し立てても、開票確定は開票管理者								
						の責任において、その場で行うため、異議の申出は後日となる。」 「異議申出は、すぐに行わなければならないのか。」								
						「共議中山は、9くに行わなければならないのか。」 「地方選挙の異議申出は、選挙後14日以内である。」								
											-			
				• =	轟木委員	「分類し	に投票に	は、立会人が1枚で	りで確認	すること	はでさるのか。」			

•事務局	「千葉市では、一括自由点検方式を採用しており、集積台にある投票を立会人が確認することはできる。」 「開票では、その経過を立会人に対して、丁寧に説明し公正に事務を遂行している					
・轟木委員	ことを伝えながら進めることが、大変重要なことである。」 「開票事務の執行を見守る立場からも選管委員の責任を改めて感じた。」					